

トラック輸送を行う事業者の皆さん



トラックでの荷役作業時の 労働災害防止対策を徹底しましょう

トラックでの荷役作業に関して、昇降設備の設置や保護帽の着用、テールゲートリフター（以下、「TGL」と表記）の操作の特別教育化などについて、労働安全衛生規則等が改正されました。

改正の背景としては、トラックでの荷役作業（シート掛け等も含む）時の墜落・転落災害が多く発生しているため、それらは重篤な災害に至る事も多く、全国ではトラックからの墜落・転落により毎年約 15 人の方が亡くなっています。

岡山県内においても下記表のとおりトラックからの墜落・転落災害が多くを占めており、これらの対策は急務です。

岡山県内の労働災害発生状況（平成 30 年から令和 4 年の 5 カ年間。コロナを除く。）

	H30	R1	R2	R3	R4	合計
労働災害計	2,199(15)	2,121(15)	2,143(16)	2,196(7)	2,182(12)	10,841(65)
内、墜落・転落	372(3)	364	391(5)	389	332(2)	1,848(10)
内、トラックから	98	86	104	116	90	494
内、はしご等から	73	91	88(2)	77	77	406(2)
内、階段から	52(1)	50	54	45	41	242(1)

様式 23 号「労働者死傷病報告」（休業 4 日以上）による。表中の（ ）は、死亡の再掲。

災害発生状況のポイント

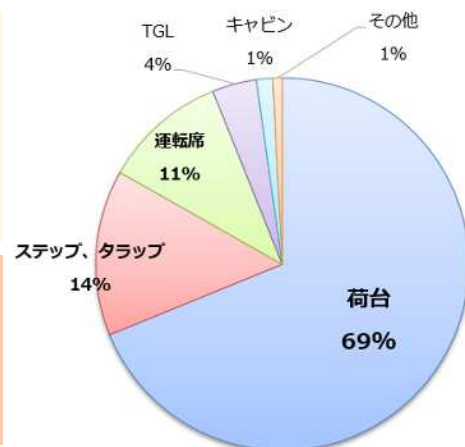
墜落・転落災害は労働災害全体の約 17% を占め、またその中でも、「トラックから転落」するものが最も多く、墜落・転落災害の約 27% を占めています。

業種別では、運送業が最も多く約 7 割を占めますが、第三次産業、製造業、建設業においても発生しています。

令和 4 年中の労働災害（死亡及びコロナによるもの除く）による休業見込日数の平均が 38.2 日に対し、トラックからの転落による休業見込日数平均は 51.1 日と、2 週間近く長くなっています。

転落の要因としては、足が滑る・足を踏み外す・荷やリン木などに躓く・乗っていた荷が動く・アオリに足を掛けたらアオリが倒れた・ラッシングのフックやシートが外れた反動・強風にあおられる・フォークリフトやクレーンなどが接触しそうになる、など様々なケースがあります。

トラックのどこから落ちたかについては、「荷台（アオリや荷台上に積んだ荷からを含む）」からが約 7 割と最も多く、次いで「ステップ、タラップ」、「運転席（運転席に至るステップを含む）」となっており、TGL からの転落も発生しています。



岡山県内のテールゲートリフターに関する労働災害発生状況

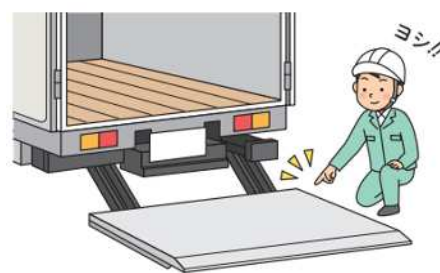
	H30	R1	R2	R3	R4	合計
TGLから転落	2	3	2	7	5	19
TGLではさまれる	1	4	1	1	1	8
TGL上でロールボックスパレットの倒壊	0	1	2	0	0	3
合計	3	8	5	8	6	30



トラックの荷役作業時の労働災害防止対策のポイント

トラックからの転落災害を防ぐために取り組むべきこと

ヘルメットは墜落時保護用・飛来落下用兼用を着用する
 あご紐をきちんと締める
 荷役等作業時の動線、作業スペースを確保する
 滑り止め効果のある昇降設備、履物を使用する
 荷台等への昇降は、極力3点支持



手押し台車やロールボックスパレット（RBP）等の取扱いで留意すること

手押台車等への荷の積込みについては、重量及び高さ制限を設ける
 手押台車等は、車輪にロック機能があるものを使用する
 手押台車等をTGLに積込み・積降ろしする場合は、TGLが傾斜していないか注意する
 RBP等を運ぶ際には、「押す」、「引く」、「横押し」を使い分ける

荷主、配送先、元請事業者等との連携

トラックからの転落災害の多くは荷主等の構内で発生しています。荷主側からしても、自社・他社の労働者に関係なく、災害はデメリットにしかかなりえないので、スムーズな業務遂行のためにも陸運業者と連携した労働災害防止対策の取組が重要になります
 荷役作業を行う場所、周辺作業との調整、荷主側設備の借受など、荷主等と十分に協議の上、一体となって労働災害防止対策に取り組んでください

厚生労働省ホームページには、荷役作業時の災害や交通労働災害防止のためのガイドラインなど、様々なリーフレット等を掲載しておりますので、参考にしてください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

(荷役作業場所における安全の確保等、陸運業者、荷主等が取り組むべき事項を示したもの。)



交通労働災害防止のためのガイドライン

(安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主等による配慮事項等を示したもの。)



ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル

「安全に作業するための8つのルール」(リーフレット)

